

陳情第48号	受理年月日	平成26年3月14日
付託委員会	保健病院委員会	
陳情者	北九州市八幡東区春の町4-2-22 北九州市生活と健康を守る会協議会 他10団体 40名 代表者 吉田 文弘	
件名	生活保護利用者へのエアコン設置援助等の改善等について	
要旨	<p>昨年夏、北九州市では、熱中症による救急搬送件数が過去最高に達したと報告された。熱中症は、夜間や屋内でも発症しており、特に、高齢者や病気・障害を持つ困窮・低所得者にとって大きな脅威である。本市においても、熱中症予防啓発チラシ配布や、街なか避暑地への避難呼びかけなどの対策がとられている。しかし、移動が困難な人や、夜間も高温が続く劣悪な住宅環境の困窮者には、十分な効果が期待できない。</p> <p>このため、国は、2011年7月に生活保護の実施要領を一部改正し、年金・仕送り・就労など保護費以外の収入がある生活保護利用者については、社会福祉協議会による貸し付けを受けて、エアコン購入・設置・修理等ができるようになった。</p> <p>しかし、この制度では、生活保護費以外に収入がない場合は対象とならないため、病気等でエアコンが必要な状態であっても、設置できない状態が解消されていない。</p> <p>一方、貸し付け対象となる生活保護利用者についても、貸し付け制度の周知がなされていないために利用できていない方、手続きが煩雑で相談から設置までに3ヶ月はかかる等といわれて、制度の利用をあきらめる方も少なくない。</p> <p>また、エアコンを設置できた場合でも、電気代が高くなることで生活が圧迫されるため、暑い日でも我慢して、ごく短時間しか使用しない等の例も見られる。</p> <p>このように、毎年猛暑の時期になると生活の不安が深刻化する状態は、</p>	

(続 く)

生活保護法が目的とする、最低限度の生活を保障されたものとはいえない。

以上のことから、次のとおり改善していただきたい。

1. エアコン設置のための貸し付け利用が可能な人には、行政の責任で周知を図ること。
2. 貸し付け制度利用の申請書類を整理・簡素化し、迅速な対応を行うこと。
3. エアコン設置費援助の制度を拡充して、生活保護費だけで暮らしている人も利用できるように、国に改善を求めること。
4. 夏期のエアコン電気代等の支出増加に対応するため、夏期加算を新設するよう、国に要請すること。
5. 国において、制度の改善・拡充が行われるまでの間、北九州市として独自に助成制度を実施すること。